

## 地方独立行政法人神戸市民病院機構の実績に関する評価の基本方針（案）

平成22年月日

地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会決定

地方独立行政法人法第28条第1項及び第30条第1項の規定に基づき、地方独立行政法人神戸市民病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）において地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「法人」という。）の評価を実施するに当たっては、以下の方針に基づき行うものとする。

## 1 評価の方針

- (1) 評価は年度計画及び中期計画の実施状況を確認及び分析し、法人の業務、組織、決算等業務の実績の全体について総合的に判断して行う。
- (2) 法人が中期目標を達成するために、評価を通じて法人の業務運営の改善及び効率化が進められるとともに、質的向上に資することを目的に評価を行うこととする。
- (3) 年度計画及び中期計画を達成するために業務運営の改善や効率化等の特色ある取組や様々な工夫を行った場合は積極的に評価し、単に実績数値にとらわれることのないものとする。
- (4) 法人に評価結果の通知を行う際、必要があると認めるときには、業務運営の改善その他の勧告をすることができる。
- (5) 年度計画及び中期計画の評価結果内容や勧告を行った場合にはその内容を市民に分かりやすく示すこととする。
- (6) 評価の方法については、法人を取り巻く環境変化などを踏まえ柔軟に対応するため、必要に応じて見直しを行うこととする。

## 2 評価の方法

評価は、各事業年度終了時に実施する「年度評価」と、中期目標期間終了時に実施する「中期目標期間評価」とし、それぞれ「項目別評価」と「全体評価」により行うこととする。

## (1) 年度評価

中期計画及び年度計画に記載されている小項目、大項目及び全体について評価を行う。

評価に当たっては、小項目について病院ごとの実績がわかるように工夫し、病院の自己点検に基づき、法人としての自己評価を行い、これに基づき評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（小項目及び大項目）を行い、項目別評価の結果を踏まえつつ、中期計画、年度計画の進捗状況全体について総合的に評価する。

年度評価に係る評価の詳細については、別途実施要領を定めるものとする。

## (2) 中期目標期間評価

中期目標に記載されている大項目及び全体について評価を行う。

評価に当たっては、中期目標期間における中期目標の達成状況について、当該期間中の年度評価の結果を踏まえつつ、評価委員会において確認及び分析し、項目別評価（大項目）を行う。さらに、項目別評価の結果を踏まえ、当該中期目標期間における業務実績全体について総合的に評価する。

中期目標期間評価に係る評価の詳細等については、別途実施要領を定めるものとする。

## 3 評価結果の活用

(1) 法人は、評価結果や勧告を受けて、法人として取り組む事項を明確にし、改善に取り組むとともに、状況を評価委員会に報告する。

(2) 法人の業務継続の必要性及び組織のあり方等に関する検討、次期中期目標の策定及び次期中期計画の策定に関して、評価委員会が意見を述べる際には、中期目標期間の各年度の評価結果を踏まえるものとする。

## 4 評価の進め方

### (1) 事業報告書の提出

法人は、各事業年度及び中期目標期間終了後3か月以内に、当該期間における業務の実績を明らかにした事業報告書を評価委員会に提出する。その際、各事業年度の事業報告書においては、年度計画に記載されている小項目について法人が行った自己評価をあわせて記載する。

### (2) 評価の実施

評価委員会は、提出された報告書をもとに、法人からの意見聴取を踏まえて業務の実施状況を確認及び分析し、総合的な評価を行う。

### (3) 意見申立て機会の付与

評価委員会は、評価結果の決定に当たり、法人に対し評価結果（案）に対する意見申立ての機会を付与する。

### (4) 評価結果の公表

評価委員会が法人に評価結果等を通知した場合には、遅滞なくその通知に係る内容をホームページ等において公表する。